

解体事業者の皆様へ

建築物を解体する際には、浄化槽が埋設されていないか今一度確認をお願いします。

使用が廃止された浄化槽内に残存する汚泥等は、『一般廃棄物』に該当します。

当該汚泥等を流出、地下浸透させる行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第16条(不法投棄)の規定により禁止されています。

罰則:5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金

法人の場合は3億円以下の罰金

○解体の見積もりをする際に……

- ・施主に浄化槽の有無を確認してください。
 - ・浄化槽がある場合は、浄化槽の撤去工事前に浄化槽内の汚泥等を適正に処理(清掃)する必要があります。
 - ・一般廃棄物処理業の許可を有する者(以下「一般廃棄物処理業者」)でなければ清掃を行うことはできませんので、一般廃棄物処理業者へ連絡してください。
 - ・清掃の委託は、施主が一般廃棄物処理業者に直接行う必要があります。
 - ・解体事業者は、解体工事費に清掃に係る費用を含めることはできませんので注意してください。
- ※一般廃棄物処理業者については、解体工事現場の市町村役場へ確認してください。

○解体工事を実施する際に……

- ・マンホールがある場合は、浄化槽でないか確認してください。
- ・見積時に確認できていない浄化槽がある場合は、一般廃棄物処理業者に連絡し清掃が完了しているか確認してください。
- ・清掃が完了していない場合は、施主に一般廃棄物処理業者へ清掃を委託するよう依頼し、清掃が完了した後、撤去工事に着手してください。

○清掃が完了したら……

- ・施主に「浄化槽廃止届」を提出する必要があることを伝えてください。
- ・確認書類として、最終清掃記録簿の写しを添付してください。

○浄化槽の撤去の際に……

- ・清掃後の浄化槽の本体については、雨水貯留槽等として有効活用する場合などを除き、撤去時に排出される『産業廃棄物』に該当します。
- ・当該産業廃棄物の排出事業者は解体工事の元請け業者です。
- ・浄化槽内に土砂等を投入し、地下に残置させる行為は、廃棄物処理法第16条(不法投棄)の規定により禁止されています。その他の地下工作物についても、有効活用せず地下に残置する行為は同様に禁止されています。

問 い 合 わ せ 先

○浄化槽内の汚泥の適正処理に関すること、一般廃棄物処理業者に関すること
各市町村 廃棄物担当課

○浄化槽法に関すること、産業廃棄物の処理に関すること

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 058-272-1111(内2716)

岐阜地域環境室 058-272-1111(内3245)

西濃県事務所環境課 0584-73-1111(内224)

揖斐県事務所環境課 0585-23-1111(内211)

中濃県事務所環境課 0575-33-4011(内215)

可茂県事務所環境課 0574-25-3111(内218)

東濃県事務所環境課 0572-23-1111(内214)

恵那県事務所環境課 0573-26-1111(内216)

飛騨県事務所環境課 0577-33-1111(内223)